

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部防衛部施設課長 殿
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局 施設技術管理官
(公 印 省 略)

排出ガス対策型建設機械の使用について（通知）

標記について、建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）の実施に当たり、建設現場及びその周辺環境の保全を図るため、下記に掲げる建設機械を使用する場合は、原則として排出ガス対策型建設機械を使用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用するに当たっては、地域特性等の実状を勘案の上、実施されたい。

記

機 種	備 考
<ul style="list-style-type: none">・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式、溶接兼用機含む）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット （基礎工事用機械で独立したもの）・ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ）・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（出力7.5KW～260KW）を搭載した建設機械に限る。

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、地方協力局施設管理課長